



伊 総 第 989 号
平成 30 年 11 月 30 日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問の回答について

平成 30 年 11 月 19 日付伊議第 579 号で要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

入札の不備と官製談合の疑義について

1 入札の不備について

【回答】

本件業務は、定時巡視、届出書類の收受、非常事態などに備えての待機が主となることから、労働基準法第 41 条第 1 項第 3 号の監視又は断続的労働として労働基準法上の労働時間等に関する規定の適用除外許可申請を提出することができます。

仕様書からは、監視又は断続的労働であると読み取ることができないとのご意見ですが、警備業を営む者等、本件業務の委託を受けようとする者であれば、本件業務が監視又は断続的労働の許可の対象になり得るということは、仕様書や一般的な市役所の警備宿日直業務の内容から十分に認識できると考えます。

次に、労働する必要のない勤務では、入札目的を達成することと矛盾を生じるというご意見については、質問書にある労働省労働基準局長通達（基発第 110 号）では、「常態としてほとんど」労働する必要のない勤務が監視又は断続的労働とみなされています。すなわち「全く」労働する必要のない勤務が監視又は断続的労働とされているわけではありません。

本件業務は、通常は労働の必要がなく、庁舎の安全と平穩が害される恐れが生じたときや、時間外で各種届出がなされたとき等、緊急的あるいは一時的のみに対応を求めるものであり、入札目的を達成することと矛盾するものではありません。

また、最低制限価格が三重県の最低賃金を下回るというご意見については、確かに最低賃金は、監視又は断続的業務についても適用されますが、「最低賃金減額の特例許可申請（最低賃金法第7条第4号）」が認められていることから、最低賃金法に違反するものではないと考えます。

以上のことより、本件仕様書の設計金額は不適切なものではなく、入札に不備はないと考えます。

2 官製談合の疑義について

【回答】

別添の伊賀市公正入札調査委員会の調査結果報告のとおり、情報漏えいの事実は認められませんでした。



伊 契 第 475 号
平成 30 年 11 月 29 日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市公正入札調査委員会
委員長 大森 秀俊

官製談合の疑いのある入札執行に関する調査結果について（報告）

平成 30 年 11 月 19 日付けで伊賀市議会議長から文書質問のありました件について、下記のとおり関係職員及び落札業者に対して調査を行なった結果、不正な情報提供の事実は認められませんでしたので報告します。

記

調査経過

11 月 26 日 伊賀市公正入札調査委員会開催

- ・談合情報報告と、情報の信ぴょう性について審議
- ・労働基準法第 41 条の労働時間等に関する規定の適用除外に該当する人員体制を知り得ることができた者に内部調査（聴き取り調査）を行なうことを決定（対象者：市長、管財課、財政課、契約監理課、入札参加資格審査会委員）
- ・落札業者への聴き取り調査を行なうことを決定

11 月 26 日～27 日 対象者（28 人）への聴き取り調査を実施

11 月 28 日 落札業者への聴き取り調査を実施

11 月 29 日 伊賀市公正入札調査委員会開催

- ・調査結果について審議、落札業者に職員から不正に情報提供を行なった疑いのある者はおらず、情報漏えいの事実は確認できないと判断